

共同住宅等における家庭系一般廃棄物専用ごみ置場設置基準

共同住宅等を建築しようとする建築主等管理者（以下「管理者」という。）に対し、家庭系一般廃棄物の専用ごみ置場の設置に関して指導することにより、良好な生活環境を確保し、ごみ収集作業の安全と効率化を図ることを目的とする。

1 設置基準

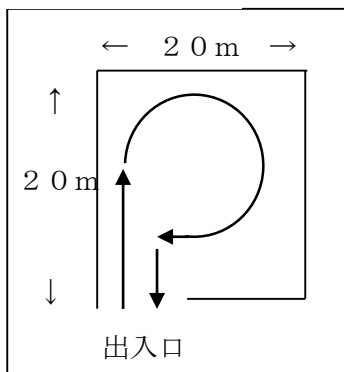
- (1) 原則として、一敷地内において8戸以上の共同住宅等を建築する場合においては、本基準により専用ごみ置場を設置すること。
- (2) 共同住宅等の戸数が一敷地内において8戸未満の場合は、当該共同住宅等が所在する地域の自治会長から、地域のごみ置場への排出の了承を得たのち、当該地域のごみ置場を利用できるものとする。

2 設置場所

- (1) 収集車両が前進のまま通り抜けできる幅4m以上で平坦な公共道路に面し、収集車両が横付けして、円滑に収集できる位置であること。
- (2) 電柱、交通標識、ガードレール、植栽等の収集作業の支障となるものがない位置であること。
- (3) 周辺上部3.2m以内に障害物がないこと。
- (4) ごみの排出及び収集に際して、建築物や駐車車両に破損等の恐れがない位置であること。
- (5) やむを得ず公共道路に面して設置できない場合は、収集車両が前進のまま専用ごみ置場に横づけした後、転回又は通り抜けできる場所を確保すること。なお、転回又は通り抜けできる場所は、4t収集車の規格（幅2.5m、長さ6.7m、高さ3.2m、最小回転半径4.5m）に対応できる広さとする。こと。（図参照）

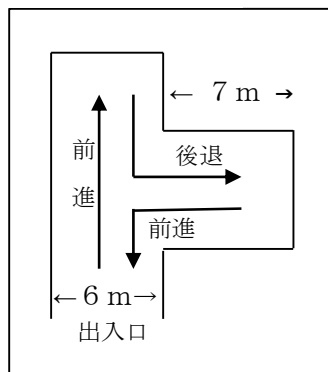
図

● 転回 1



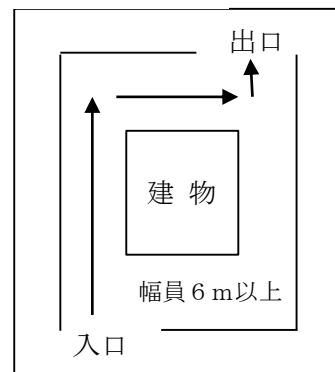
転回のため400㎡（20m×20m）以上の場所があること。

● 転回 2



方向転回のため幅員6m、長さ7m以上の後退で入れる場所があること。

● 通り抜け



収集後にそのまま前進で通り抜けられること。

- (6) 専用ごみ置場の設置場所や開口部の向きなどについては、近隣の事情や収集作業等を考慮し、環境課と事前に十分な協議を行った上、了承を得て設置すること。

3 面積

- (1) 戸数が50戸未満の場合は、戸数に0.2 m²を乗じて得られる面積とする。ただし、面積が9 m²を超える場合は、9 m²とする。
- (2) 戸数が50戸以上の場合は、戸数に0.18 m²を乗じて得られる面積とする。
- (3) ワンルームタイプの共同住宅等の場合は、前各号により算出した面積の3分の2に相当する面積とする。

4 規格及び構造

- (1) 囲い 周囲をブロック、コンクリート又はフェンス等で囲い、前面に扉を付け、天井部をフェンス等で覆い、小動物やカラス等が侵入できない構造とする。
- (2) 扉 扉はスライド式又は観音開き（外側へ120度以上開き回転ストッパー付）とし、高さは2m以上、全開した場合の入口の幅は1.2m以上とする。また、中に入れたごみ等により、扉自体に負担がかからない構造とすること。更に、スライド式ドアについては、開閉に支障が無い構造とすること。
- (3) 床面 コンクリート等で舗装し、排水できる構造であること。排水は、屋根がある場合は污水管、屋根がない場合は雨水側溝に接続すること。
- (4) 奥行き 50cm以上2m以下とする。
- (5) 表示等 その用途がわかるよう「可燃ごみ専用」の表示をすること。その他、収集曜日、収集時間、ごみ置場前駐車禁止等の表示を行うこと。

5 事前協議

管理者は、環境課にごみ置場設置事前協議書（以下「協議書」という。）（様式1）を提出し、事前に協議を行うこと。FAXでの提出は→（FAX0940-36-0270、電話0940-36-1421）

- (1) 協議書に専用ごみ置場の位置図、平面図及び配置図を添付すること。
- (2) 環境課は、事前の協議の後、協議書に基づき現地調査を行う。
- (3) 現地調査の結果、当該専用ごみ置場の建築計画地における収集作業が困難と認められる場合は、専用ごみ置場の設置を許可しないものとする。

6 維持管理

- (1) 共同住宅等の管理者は、専用ごみ置場及びその周辺を清潔に保つよう適切に管理すること。
- (2) 収集作業に支障となる場所に車両を駐車したり、障害物を放置したりしないこと。
- (3) 専用ごみ置場に劣化や破損等の不具合が生じ、収集作業に支障となる場合には、管理者の責任において修繕等を行うこと。
- (4) 専用ごみ置場の維持管理を怠り、収集作業に支障となる場合は、収集は行わない。

7 届け出

- (1) 共同住宅等の管理者は住民が入居する 2 週間前までに環境課に対し「ごみ置場（新設・変更）届出書」（様式 2）を提出し、収集の依頼を行うこと。
- (2) 入居者には収集曜日、収集時間、ごみ出しルール等の周知を図ること。また、啓発看板等を必要に応じて設置すること。

8 その他

- (1) 店舗を併用した共同住宅等においては、専用ごみ置場とは別に事業系一般廃棄物の排出について事前に確認を行うこと。
- (2) 不燃ごみについては、原則として、排出者（居住者）自らが地域の分別収集ステーションまたは資源物受入施設等に持ち込み排出するものとする。ただし、共同住宅等の管理者が収集業者に不燃ごみの収集を依頼し、専用ごみ置場内に不燃ごみ置場を設置する場合は、可燃ごみ置場の有効面積を確保したうえで、可燃ごみと混在しないよう内部壁等で仕切ることとすること。
- (3) 施工後の専用ごみ置場が協議内容と相違する場合は、収集は行わない。

宗像市長 様

印

建築所在地	宗像市		
建築名称			
計画の概要	(1)住居戸数	戸（間取り）	
	(2)入居予定日	令和 年 月 日	
	(3)ごみ置場面積	m ²	
	(4)構造		
所有者	住所		
	氏名		
	電話番号		
※添付書類		☐ 位置図 ☐ 平面図 ☐ 建物の配置図	

- ※ 事前協議終了後、ごみ置場の構造、位置等に変更が生じた場合は、直ちに環境課と変更協議を行ってください。
- ※ 工事終了後、収集開始 2 週間前までに環境課へ「ごみ置場（新設・変更）届出書」を提出してください。FAX での提出は→（FAX0940-36-0270、電話 0940-36-1421）
- ※ ごみ置場の利用開始後、周辺住民との間に問題が生じたときは建築主等管理者の責任において解決してください。

収集開始日	令和 年 月 日
収集曜日	毎週 曜日・ 曜日
確認欄	確認者氏名 確認日 月 日